

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次ページ

告
示

所）	1
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（三九六、 三九七・水産漁港課）	1
基本測量実施の通知（三九八・建設管理課）	1
基本測量終了の通知（三九九・建設管理課）	1
土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分（四〇〇・ 都市計画課）	2
道路の供用開始（四〇一～四〇三・道路課）	2
道路区域の変更及び供用開始（四〇四、四〇五・道路課）	2
公 告	

加藤医院	名 称
十九番地一	所 在 地
男鹿市脇本脇本字下谷地三	
月 五 日	指定年月日
平成十八年四	

事委員会事務局職員課	5
公安委員会告示	6
獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の実施（四八・生活環境課）	6
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習会の実施（四九・生活安全企画課）	6
貴重品運搬警備業務に係る検定の実施（五〇・生活安全企画課）	5

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十八年四月五日

二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 秋田県

住所 秋田市山王四丁目一番一号

代表者の氏名 秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 埋立免許を受けた場所及び面積

場所 由利本荘市岩城内道川字新鶴潟百九十二番地四十三

及び岩城一古宇狐森百八十五番地一地先無番地に接する護岸敷
地先の公有水面

(二) 面積 一万六千二百十八・二六平方メートル

四 埋立免許の日及び番号 平成十一年四月二十七日 指令水
四〇六

五 公有水面埋立法第一十二条第三項の市町村名 由利本荘市

秋田県告示第三百九十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項
の規定により、次のとおり埋立てに關する工事のしゅん功認可を
したので、同条第一項の規定に基づき、告示する。

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十八年四月五日 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名 三 (一) 代表者の氏名 秋田県知事 寺 田 典 城 (二) 埋立免許を受けた場所及び面積 四 (一) 場所にかほ市金浦字塩焚浜百九十四番地及び塩焚浜地無番地に接する護岸敷地先の公有水面 (二) 面積 一萬九千三百七十九・七五平方メートル 四 埋立免許の日及び番号 平成十一年四月二十七日 指令水	一 秋田県知事 寺 田 典 城 二 秋田県 三 住所 秋田市山王四丁目一番一号 四〇五
---	--

秋田県告示第三百九十八号
測量法（昭和二十四年法律第八百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施

の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年四月十四日

二 供用開始の期日 平成十八年四月十四日
供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課

(二)(一) 期間 平成十八年四月十四日から同月二十七日まで

2

- 一 作業の種類
基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
二 作業を行う地域
秋田県内全域
三 作業を行う期間
平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

秋田県告示第三百九十九号

平成十七年秋田県告示第四百五十五号の基本測量について、平成十八年三月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四〇号

土地区域整理法(昭和二十九年法律第八十九号)第一百二十三条第三項の規定により、横手都市計画事業中央第二地区土地区域画整理事業施行地区内の土地について平成十八年四月五日換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百一一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年四月十四日

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道		路線名	区間
B	A	羽後向田館合	雄勝郡羽後町輕井沢字落合四七番から由利本荘市東由利黒瀬字境田一八番一地先まで
秋田県告示第四百三号	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成十八年四月十四日	秋田県知事 寺田典城	秋田県告示第四百三号

- 二 供用開始の期日 平成十八年四月十四日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第四百一一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

県道		路線名	区間
B	A	大曲田沢湖線	鹿角市八幡平字長内二五番一から字船ヶ沢六〇番八まで
秋田県告示第四百四号	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成十八年四月十四日	秋田県知事 寺田典城	秋田県告示第四百四号

- 二 供用開始の期日 平成十八年四月十四日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年四月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

県道		道路の種類	旧新別	路線名	区間
B	A	山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林一四五林班イ小班から一四四林班た小班まで	西目屋一ツ井線	西目屋一ツ井線	山本郡藤里町藤琴字白石一番地内
秋田県告示第四百一一号	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成十八年四月十四日	秋田県知事 寺田典城	秋田県告示第四百一一号	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成十八年四月十四日	秋田県知事 寺田典城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

特定非営利活動法人法（平成十年法律第七号）第十一条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事　寺田典城

一　申請のあつた年月日
平成十八年三月二十二日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田ふくしハートネット

三　代表者の氏名
久米力

四　主たる事務所の所在地
秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷二百八十八番地一
定款に記載された目的

三	二 供用開始の期日	平成十八年四月十四日
(一)	道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間	
(二)	建設交通部道路課	場所
(三)	平成十八年四月十四日から同月二十七日まで	期間

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう

県道		道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	旧新別	路線名			
小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	A	湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一から字下生内一三八番四地先まで	一八・〇〇～三九・〇〇	〇・〇六五	
		B	湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地内	一・〇〇～一〇・〇〇	〇・〇六五	
湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地先から字下生内一三八番四地先まで				一七・〇〇～五一・三〇	〇・〇六五	

二 供用開始の期日 平成十八年四月十四日

期間 平成十八年四月十四日から同月二十七日まで

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事	寺 田 典 城
一 県営土地改良事業（橋木田地区担い手育成基盤整備事業）	完了年月日 平成十八年三月十日
二 県営土地改良事業（歴当地区担い手育成基盤整備事業）	完了年月日 平成十八年三月十五日
三 土地改良法（昭和二十四年法律第九百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。	平成十八年四月十四日
秋田県知事 寺 田 典 城	二ツ井町富根土地改良区

この法人は、居宅支援及び施設支援が必要な障害児（者）に
対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、あらゆる支援・
悩み・相談等に関する事業を行うとともに、子どもや高齢者も
地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄
与することを目的とする。

就任理事の住所及び氏名
山本郡三種町鹿渡字新屋敷横手五番地 児玉 達也
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

二
退任監事の住所及び氏名
能代市一ツ井町飛根字羽立九番地一
山谷三四里
琴丘土地改良区
就任理事の住所及び氏名
山本郡三種町鹿渡字新屋敷横手五番地
児玉 達也

秋田県知事	寺	田	典	城
仁井田堰土地改良区				
退任理事の住所及び氏名				
秋田市上北手荒巻字前田百二番地	熊谷	節三		
就任理事の住所及び氏名				
秋田市茨島四丁目七番三号	佐藤	昭一		
八郎潟土地改良区				
退任理事の住所及び氏名				
南秋田郡八郎潟町字下川原二十番地の七				
字中嶋六番地の二十四				
真坂字南真坂八番地				
字一曰市百三十四番地の九				
石井	石川	定樹		
佐藤	三戸	兼光		
敏雄	長			

南秋田郡八郎潟町真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎		夜叉袋字一向堂二十一番地の三 渡部 寿一		字中嶋百六十五番地 島山 一孝					
南秋田郡八郎潟町字中嶋六番地の二十四 佐藤 長		夜叉袋字一本木七十八番地 村井清之丞		夜叉袋字一本木七十八番地 小野松太郎					
南秋田郡八郎潟町字中嶋八番地 村井清之丞		夜叉袋字一本木七十八番地 谷村 光雄		夜叉袋字一本木九番地の七 村井 孝之					
就任理事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字中嶋三十一番地 宇下川原十六番地の三 宇下川原十六番地の三 宇中田三十一番地 夜叉袋字一向堂二十一番地の三 真坂字石塚百八十四番地 字中嶋百六十五番地 南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地 字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 就任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎		(二)		(三)		(四)			
就任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎		退任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地 字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 就任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎		退任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地 字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 就任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎		退任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地 字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 就任監事の住所及び氏名 南秋田郡八郎潟町字大道十八番地の四 夜叉袋字中嶋田百十一番地の五 真坂字鳥屋崎百八十二番地の五十 小玉孝太郎			
平成十八年四月十四日 秋田県知事 寺田 典城									
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第一項 の規定により、男鹿市渡部土地改良区から申請があつた定款変更 について、平成十八年四月五日認可したので、同条第三項の規定 に基づき、公告する。									

項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

の規定は、男爵の海部二村山町田区から申言があつて、法定需要量について、平成十八年四月五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す。

(一)	三 大仙市協和土地改良区	退任監事の住所及び氏名	仙北郡美郷町野中字中明子二十六番地 大仙市高梨字下沖田七十七番地	池田 高橋 英 壇 武
(二)	仙北郡美郷町天神堂字小出百六十五番地 大仙市高梨字下沖田七十七番地	就任監事の住所及び氏名	仙北郡美郷町天神堂字小出百六十五番地 大仙市高梨字下沖田七十七番地	池田 高橋 英 壇 武
(三)	大仙市協和下淀川字中里五十四番地 協和中淀川字中村百四十六番地	就任監事の住所及び氏名	大仙市協和下淀川字中里五十四番地 協和中淀川字中村百四十六番地	池田 高橋 英 壇 武
(四)	就任監事の住所及び氏名 大仙市協和下淀川字中里五百六番地 協和船岡字沢内七百六番地 協和船岡字沢内七百六番地	退任監事の住所及び氏名	大仙市協和下淀川字中里五百六番地 字上宇津野三百五十七番地百三十八 字野田十九番地 字上ノ渡百四十六番地 字合員五十六番地	池田 高橋 英 壇 武

平成18年4月14日(金曜日)

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

大仙市協和船岡字上宇津野三百五十七番地百三十八
佐藤 高美

秋田県知事		寺田典城	
就任理事の住所及び氏名		小国昌康	守屋昌康
横手市十文字町鼎字上野村八		柿崎新一	柿崎新一
" " "	佐賀会字新山前六	黒沢保	黒沢保
" " "	平鹿町浅舞字十五野北八番地一	高橋良一	高橋良一
" " "	十文字町上鍋倉字上掻五番地一	菊地直司	菊地直司
" " "	植田字植田三十四	鈴木良博	鈴木良博
" " "	木下字横清水百三十三	伊藤房夫	伊藤房夫
" " "	植田字下羽場三十五番地二	鷹田直	鷹田直
" " "	雄物川町谷地新田字大元八十六	川越幹雄	川越幹雄
" " "	十文字町睦合字真角百一一番地一	菅原久四郎	菅原久四郎
" " "	谷地新田字中村百七十三	土谷一義	土谷一義
就任監事の住所及び氏名		樋渡清一	樋渡清一
横手市十文字町佐賀会字伊賀利百五十九		大沼祐一	大沼祐一
" " "	越前字一ツ橋八十七番地一	加藤重一	加藤重一
" " "	谷地新田字根本木場三十四		

四 県営土地改良事業（唐松地区水田農業經營確立排水対策特別事業）	完了年月日 平成十八年一月十七日
五 県営土地改良事業（松倉地区ため池等整備事業）	完了年月日 平成十八年三月十五日
六 県営土地改良事業（山ノ口地区水田農業經營確立排水対策特別事業）	完了年月日 平成十八年三月二十四日
秋田県人事委員会訓令第一号 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十八年四月十四日	人 事 委 員 会 訓 令
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 人事委員会事務局処務規程（昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第三条第一項第五号中「並びに児童手当の受給資格及び額の認定等」を削る。	秋田県人事委員会訓令第一号 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員會訓令

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十一条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 大仙市横堀土地改良区 認可年月日 平成十八年四月七日	二 仙北市神代土地改良区 認可年月日 平成十八年四月七日	三 秋田県田沢疏水土地改良区 認可年月日 平成十八年四月七日
---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年四月十四日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了した
ので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条
の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

「資格及び額の認定等」を加える。

秋田県公安委員会告示第48号
　鉛砲刀剣類所持等取締法（昭和33年第6号）第5条の3第1項の規定による獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、鉛砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成18年4月14日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 邵

1 実施年月日	平成18年5月24日（水）午前9時から午後4時30分まで
2 実施場所	-----

秋田市山主四十自1番3号
秋田県警察本部第2庁舎5階会議室
講習科目及び講習時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令並びに獣銃及び空気銃の
使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

3

4 受講定員
30人

5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚

6 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(1) 受講申込み等
各受付場所において交付する。

(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成18年4月14日（金）から5月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

7 住所地を管轄する県内の各警察署 講習手数料

かつた者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に關すること

ウ 貴重品の運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び

周囲の見張りに關すること

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難

等の事故が発生した場合における応急の措置に關すること

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周

囲の見張りに關すること

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難

等の事故が発生した場合における応急の措置に關すること

9 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時40分から午前9時まで

とする。

(2) 検定に際しては、受験票及び筆記用具を持参すること。

(3) 検定について不明な点は、秋田県警察本部生活企画課

(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

發行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原五番二十号
電話(0175)876-6678
FAX印刷
E-mail:matsubara@matsubaransanso.co.jp
(0175)863-0005
株式会社
松原繁雄